

令和2年3月31日

報道関係者 各位

島原市教育委員会

島原市教育委員会職員等の懲戒処分の実施について

令和2年3月31日付で地方公務員法第29条の規定による懲戒処分を下記のとおり行いましたので、お知らせします。

記

1 文化財保護法に基づく手続きに関する案内を怠ったことにより、島原城外曲輪東側櫓台の石垣をき損した件

(1) 事案の概要

平成30年10月24日、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地における工事着手前の届出の案内を怠ったことにより無届工事が行われ、現存する貴重な遺構の一つである島原城外曲輪東側櫓台部分の石垣をき損する事態となった。また、平成31年3月1日に石垣き損の事実を把握したが、関係機関への連絡が7月となり、市民をはじめ関係者の不信感を招くこととなった。

(2) 被処分者及び処分内容

当事者責任として次の者に対し「減給10分の1を3カ月間」

教育委員会社会教育課 主任 46歳（男）

当事者責任として次の者に対し「戒告」

教育委員会社会教育課 課長 57歳（男）

市民部環境課 係長（平成30年度当時：教育委員会社会教育課 係長） 54歳（男）

(3) 処分年月日

令和2年3月31日

(4) 関係職員に対する処分

1人に対して文書による「訓告」を行った。

1人に対し口頭による「嚴重注意」を行った。

有明海にひらく湧水あふれる 火山と歴史の田園都市 島原



担当：教育委員会社会教育課
班長 中村
電話：0957-68-5473
E-mail：shakyo@city.shimabara.lg.jp



島原守護神 しまばらん

市職員の懲戒処分について

【市長コメント】

このたび、本市教育委員会職員の不適切な事務処理により、島原市の貴重な歴史資産である島原城外曲輪櫓台の石垣をき損したことは、誠に遺憾であります。

島原城築城400年記念事業を、市民皆様と一体となって推進している最中の事案であり、市民の皆様をはじめ多くの関係者の方々に対しまして、行政への信頼を著しく失墜させましたことを、心から深くお詫び申し上げます。

当該職員につきましては、本日、令和2年3月31日付けで、懲戒処分としての「減給」処分を行いました。また、当該職員の上司に当たる関係者2名に対し、「戒告」処分を行いました。

今後は、市役所の組織一丸となって、市民皆様の信頼回復と再発防止に向け全力で取り組んでまいります。

令和2年3月31日

島原市長 古川 隆三郎

市職員の懲戒処分について

【教育長コメント】

このたび、島原市の貴重な歴史資産である島原城外曲輪に残る櫓台の一つを、文化財を守るべき立場にある教育委員会職員の不手際により、き損させてしまうという事態を引き起こしてしまいました。また、き損事実について関係機関への報告が遅れ、本市文化財行政の信頼を大きく損ねてしまいましたことを、市民皆様をはじめ関係者の皆様方に深くお詫びを申し上げます。

これまで、再発防止策を最優先として取り組んできましたが、本事案の重大性に鑑み、島原市職員懲戒審査会の開催を依頼し、その答申に基づいて懲戒処分を決定し、本日、令和2年3月31日付けで関係職員に処分書を交付いたしました。

今後は、再びこのような事件が発生しないよう、再発防止策を徹底するとともに、市民皆様の信頼を一日も早く回復できるよう、全力を尽くしてまいります。

令和2年3月31日

島原市教育長 森本 和孝